

平成二十二年二月十九日受領  
答弁第一〇四号

内閣衆質一七四第一〇四号

平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公立学校の「耐震化（新築・増築）」」は、公立学校施設の耐震化事業を伴う増築等を行うための予算であるが、この予算のうち、平成二十一年度内に地方公共団体から申請が見込まれない分については執行停止を行い、地方公共団体から申請があった分についてはすべて執行したところである。このことを踏まえ、川端達夫文部科学大臣は、平成二十二年二月八日の衆議院予算委員会において、「第一次補正予算においては、新增築事業、公立学校施設整備費負担金のうち平成二十一年度に地方公共団体から申請が見込まれない百二十七億円について執行停止をした」と答弁したものである。

なお、お尋ねの「「鳩山政権の」平成二十一年度補正予算に係る「執行停止」の定義及び川端大臣の発言との整合性」の趣旨が必ずしも明らかではないが、「公立学校の「耐震化（新築・増築）」」に係る予算のうち、約百二十七億円を執行停止の対象としたことについては、「平成二十一年度第一次補正予算の執行の見直しについて」（平成二十一年十月十六日閣議決定）においても明らかにしているところである。

二について

お尋ねの予算の一部については、現内閣の下で交付決定を行ったものである。